

**(9) 犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報・啓発事業の実施**

内閣府において、春秋の全国交通安全運動において、「子どもと高齢者の交通事故防止」などを基本として、交通事故被害者等の視点に配慮しながら、交通事故の悲惨さや生命の尊さを広く国民に訴えた。

法務省において、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を図るため、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を人権週間（毎年12月4日から同月10日）の強調事項に掲げ、全国各地で、テレビ・ラジオ放送、新聞・雑誌などによる広報、啓発冊子の配布などの啓発活動を実施している。平成18年度においても、第58回人権週間を中心に、これらの啓発活動を実施した。また、人権啓発ビデオ「犯罪被害者の人権を守るために」を制作し、全国の法務局・地方法務局に配布した。このビデオは、講演会や研修会などで上映するほか、貸出しも行っている。

厚生労働省において、児童虐待について各界各層の幅広い国民の理解を深め、社会的関心の喚起を図るため、11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、集中的な広報啓発活動を実施している。平成18年度は、「あなたの『もしや?』が子どもを救う」を月間標語として決定し、「子どもの虐待防止推進月間全国フォーラムinしずおか」の開催（11月10～11日）、広報啓発ポスター・チラシの作

全国交通安全運動ポスター 児童虐待防止推進月間ポスター



提供：厚生労働省

成・配布、政府広報を活用した各種媒体（テレビ、新聞、雑誌など）による広報啓発などを行い、関係省庁や地方公共団体、関係団体などと連携した集中的な広報啓発活動を実施している。19年度も月間標語を公募・決定し、熊本県において全国フォーラム（11月10日～11日）を開催する予定である。

**(10) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施**

内閣府において、基本法の制定・基本計画の策定に係る経緯や概要を記した「犯罪被害者等基本計画紹介パンフレット」を、「犯罪被害者週間」国民のつどいなどの機会を通じ、広く一般に配布しており、これまで、関係省庁、都道府県・政令指定都市、犯罪被害者団体などに対して、延べ約6,000部を配布している。

基本計画紹介パンフレット



基本計画紹介パンフレットの主な配布先・枚数

	延べ約6,000部
関係省庁	610部
都道府県・政令指定都市	1,310部
全国被害者支援ネットワーク	415部
犯罪被害者団体等	730部
司法支援センター	200部
日本弁護士連合会等	230部
犯罪被害者週間	2,000部
その他	505部

また、政府広報などを活用し、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体

の意義・活動などについて広報を実施している。

これまでに実施した政府広報

年月日	媒体の種類	媒体名	概要
18.4.1	インターネット	政府広報オンライン ピックアップ	基本計画策定経緯、概要
18.6	広報誌	「時の動き 点字版」(vol.12 6月発行(季刊))	基本計画策定経緯、概要
18.10.1	インターネット	政府広報オンライン 「行事カレンダー」	犯罪被害者週間
18.11.1	インターネット	政府広報オンライン ピックアップ	犯罪被害者週間
	インターネット	政府広報オンライン 最新の情報のLINK	犯罪被害者週間
	インターネット	政府広報オンライン イベント案内	犯罪被害者週間
18.11.15	広報誌	Cabiねっと(18.11.15号)	犯罪被害者週間
18.11.20	新聞突き出し		犯罪被害者週間
18.11.20	モバイル携帯端末		犯罪被害者週間
18.11.24	テレビ番組 (日本テレビ)	ご存じですか	犯罪被害者週間 (大久保恵美子氏へのインタビュー)
18.11.29	インターネット	政府広報オンライン 政府からのお知らせ	犯罪被害者週間
19.1.17	インターネット	政府広報オンライン 政府からのお知らせ	犯罪被害者白書
19.2.8	インターネット	政府インターネットテレビ	犯罪被害者等施策全般
19.2.12	テレビ番組 (日本テレビ)	ご存じですか	犯罪被害者の置かれている状況 (本村洋氏へのインタビュー)
19.8.17	テレビ番組 (日本テレビ)	ご存じですか	犯罪被害者の置かれている状況 (鈴木共子氏へのインタビュー)

警察庁においては、民間被害者支援団体と連携して全国的なキャンペーン活動を実施するとともに、シンポジウム・フォーラムなどの開催・後援や様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、民間被害者支援団体などが取り組んで

いる犯罪被害者等支援についての広報啓発活動を行っている。

また、広報用冊子「警察による犯罪被害者支援」を発行するとともに、警察による犯罪被害者支援ホームページ(<http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm>)を通じ、警察による犯罪被害者支援に関する理解増進に努めている。



提供：警察庁

### (11) 交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進

警察において、交通事故の悲惨さについての理解増進のため、交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子などの作成・配布や、交通安全の集いなどにおける交通事故被害者等の講演を実施している。平成18年中は、手記を取りまとめた冊子などを約260万部作成するとともに、講演会などを約160回実施した。

また、都道府県警察での運転者に対する各種講習において、交通事故被害者等の切実な訴えが反映されたビデオ、手記などの活用や、交通事故被害者等の講話など、交通事故

被害者等の声を反映した講習を実施している。

## (12) 国民の理解の増進を図るための情報提供の実施

内閣府において、施策の推進のための情報提供を行うため、平成19年7月、国立精神・神経センター精神保健研究所成人精神保健部犯罪被害者等支援研究室長の中島聡美氏を講師に招き、関係省庁の職員・地方公共団体の職員を対象として、「保健医療・福祉の分野における被害者支援」をテーマに「犯罪被害者等施策講演会（第1回）」を実施した。講演会の概要は、内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載し、広く一般に情報提供を行っている。



## (13) 調査結果の公表を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民理解の促進

内閣府において、平成18年度、「犯罪被害者等に関する国民意識調査」（<http://www8.cao.go.jp/hanzai/report/index.html>）として、国民一般と犯罪被害者等を対象としたアンケート調査を実施した。

本調査においては、国民一般の犯罪被害者等に対するイメージと犯罪被害者等の実態との差異を明らかにするとともに、調査結果を、各種報道機関・ホームページを通じて、広く一般に公表することで、犯罪被害者等の置かれた状況などに関する国民の理解の増進を図っている（P108 コラム9「犯罪被害者等に関する国民の意識」参照）。

また、特に青少年の理解増進を図るため、本調査結果を活用し、文部科学省の協力を得て、青少年向けの啓発用教材を作成している。